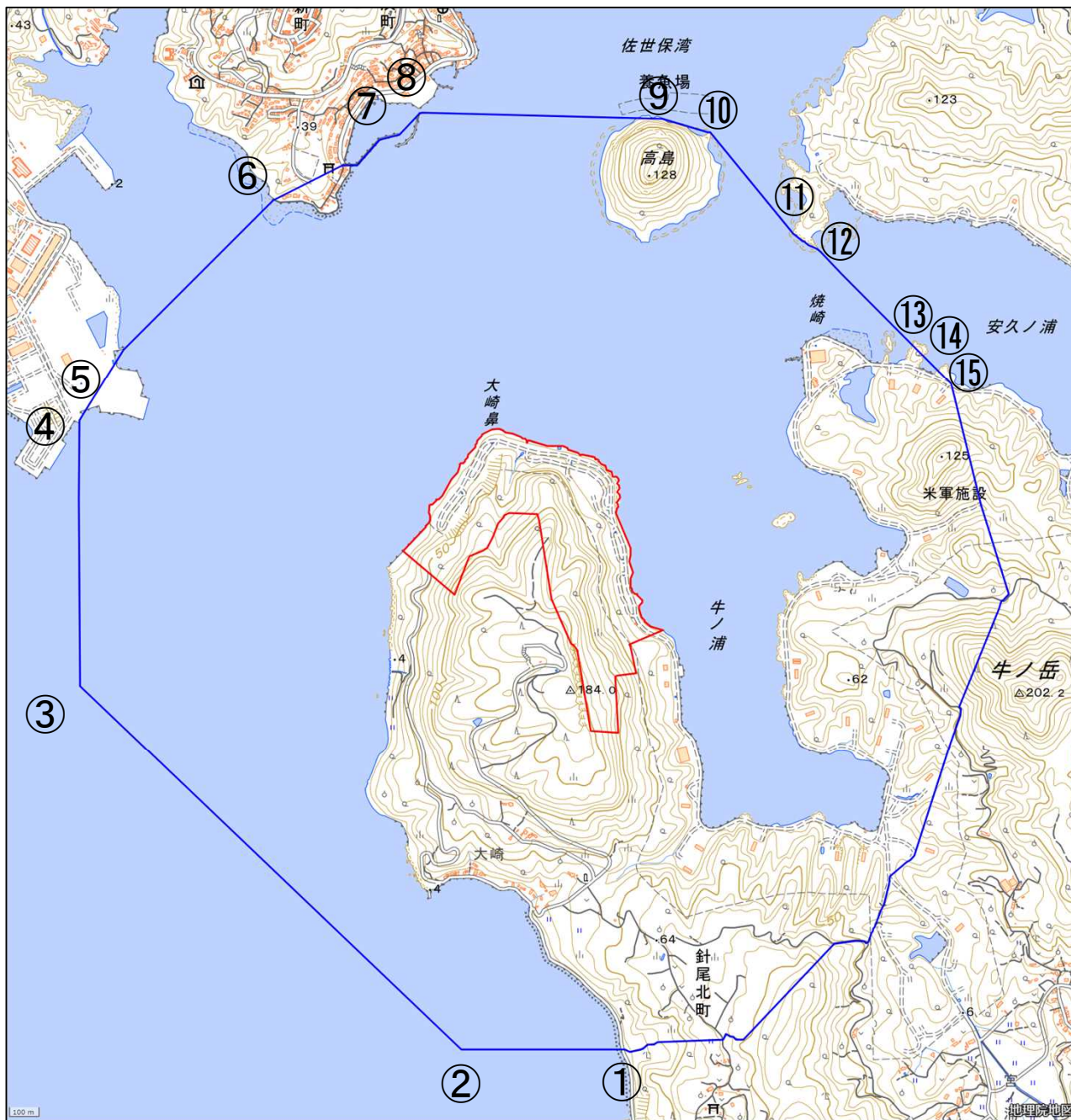


海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所針尾弾薬庫

対象防衛関係施設 の所在地	長崎県佐世保 市	針尾北町
対象防衛関係施設 の区域	長崎県佐世保 市	針尾北町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	長崎県佐世保 市	有福町、江上町、崎辺町、針尾北町及び東浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる一 から六の点を 順次に結んだ 線、六に掲げ る点と七に掲 げる点とを結 ぶ海岸線、次 に掲げる七か ら十三の点を 順次に結んだ 線及び一に掲 げる点と十三 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ た区域のうち 陸域以外の区 域	<p>一 北緯三十三度六分二十六秒、東経百二十九度四十五分七秒の点</p> <p>二 北緯三十三度六分二十七秒、東経百二十九度四十四分四十七秒の点</p> <p>三 北緯三十三度七分五秒、東経百二十九度四十三分五十八秒の点</p> <p>四 北緯三十三度七分三十三秒、東経百二十九度四十三分五十八秒の点</p> <p>五 北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十四分四秒の点</p> <p>六 北緯三十三度七分五十六秒、東経百二十九度四十四分二十三秒の点</p> <p>七 北緯三十三度八分〇秒、東経百二十九度四十四分三十三秒の点</p> <p>八 北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分三十六秒の点</p> <p>九 北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分三十九秒の点</p> <p>十 北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点</p> <p>十一 北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十五分十二秒の点</p> <p>十二 北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十五分十八秒の点</p> <p>十三 北緯三十三度七分五十三秒、東経百二十九度四十五分二十八秒の点</p>
	十四に掲げる	十四 北緯三十三度七分五十一秒、東経百二十九度四十五分

	点と十五に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三十一秒の点 十五 北緯三十三度七分三十八秒、東経百二十九度四十五分四十七秒の点
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所針尾弾薬庫周辺地域 (長崎県佐世保市針尾北町)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

